

■職業訓練修了者等に対する労働安全衛生関係法令 に基づく資格の取扱いについて

(昭和57年6月29日 訓発第132号
各都道府県知事・雇用促進事業団理事長あて 労働省職業訓練局長通達)

職業訓練修了者及び職業訓練指導員免許取得者(以下「訓練修了者等」という。)に対する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく資格の取扱いについては、昭和47年10月4日付け訓発第322号「労働安全衛生法における職業訓練修了者等の資格の取扱いについて」により通知したところであるが、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等の改正に伴い、訓練修了者等に対する労働安全衛生法及び作業環境測定法(昭和50年法律第28号)(以下「労働安全衛生法等」という。)に基づく資格の取扱いが別表第1及び別表第2のとおりとなったので、下記に御留意の上、関係者に十分周知徹底を図るとともに、関係業務の取扱いについて遺漏なきようお願いする。

なお、昭和47年10月4日付け訓発第322号通達、昭和47年11月29日付け訓政発第28号通達中記3並びに昭和53年5月1日付け訓政発第7号通達中別添1から4まで及び6のうち、技能検定に係る部分以外は廃止する。

記

- 1 別表第1及び別表第2に掲げる職業訓練及び職業訓練指導員試験(以下「訓練等」という。)を実施する場合は、労働安全衛生法等の趣旨に基づき、訓練の教科の内容、訓練時間、試験科目の内容等が、これらの法律に定められた要件を確実に満たすべきこと。
- 2 訓練等の実施において、労働安全衛生法等に基づく資格の取扱いのために必要な機械等は、別表第1及び別表第2に定めるとおりであること。なお、これら機械等は必ずしも常備していなくてもよいこと。
- 3 訓練等の実施において使用する機械、器具、材料等に関して、労働安全衛生法、その他の法律の規制に適合しなければならないことは、従前のとおりとする。
- 4 別表第1及び別表第2の取得資格の欄に掲げる事項のうち下線を付した業務に従事する場合には、労働安全衛生法第61条第3項の規程に基づき、当該業務につくことができる資格を証する書面を携帯していなければならないこととされていること。したがって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該職業訓練施設の長又は当該職業訓練指導員免許証の交付を行う都道府県知事は、これらの者に別添様式の携帯証明書を交付すること。この場合、交付に係る管理台帳を作成するなど、業務の適正な運営を図ること。
 - (1) 別表第1の訓練科及び訓練課程の各欄に定める訓練科に係る訓練課程のうち、下線を付したものに係る職業訓練を修了したとき。

(2) 別表第2の免許職種欄に掲げる職種のうち、下線を付したものに係る職業訓練指導員免許証を交付するとき。

(3) 第1号の職業訓練を修了した者又は第2号の職業訓練指導員免許を受けた者から申請があったとき。

別表第1 準則訓練修了者又は指導員訓練修了者に対する労働安全衛生法等に基づく資格の取扱い

1 次の表の訓練科及び訓練課程の各欄に掲げる訓練科に係る訓練課程を修了した者（要件を必要とするものにあつては要件の欄に掲げる要件に適合するものに限る。）は、取得資格の欄に掲げる資格を有するものとなること。

2 次の表の訓練科及び訓練課程の各欄に掲げる訓練科に係る訓練課程の職業訓練の実施において、前号の資格の取扱いのために必要な機械等は、必要な機械等の欄に定めるとおりであること。

訓練科	訓練課程	要件	取得資格	必要な機械等
全訓練科	普通訓練課程	訓練修了後、3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有すること。	衛生管理者免許試験の受験資格	
	専門訓練課程	訓練修了後、1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有すること。		
	専修訓練課程	訓練修了後、4年以上労働衛生の実務に従事した経験を有すること。		
	長期指導員訓練課程	訓練修了後、3年以上産業安全の実務に従事した経験を有すること。	安全管理者に選任される資格	
訓練修了後、衛生管理者規程（昭和47年労働省告示第94号）第3条に定める講習を修了すること。		衛生工学衛生管理者免許を受け得る資格		
訓練修了後、3年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有すること。		元方安全衛生管理者に選任される資格		

履修すべき専門学科の主たる学科が工学に関する科目である訓練科	普通訓練課程	訓練修了後、5年以上安全の実務に従事した経験を有すること。	労働安全コンサルタント試験の受験資格
		訓練修了後、5年以上衛生の実務に従事した経験を有すること。	労働衛生コンサルタント試験の受験資格
		訓練修了後、5年以上産業安全の実務に従事した経験を有すること。	安全管理者に選任される資格
	普通訓練課程	訓練修了後、5年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有すること。	元方安全衛生管理者に選任される資格
		訓練修了後、10年以上安全の実務に従事した経験を有すること。	労働安全コンサルタント試験の受験資格
		訓練修了後、10年以上衛生の実務に従事した経験を有すること。	労働衛生コンサルタント試験の受験資格
	専門訓練課程	訓練修了後、3年以上産業安全の実務に従事した経験を有すること。	安全管理者に選任される資格
		訓練修了後、3年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有すること。	元方安全衛生管理者に選任される資格
	専修訓練課程	訓練修了後、6年以上産業安全の実務に従事した経験を有すること。	安全管理者に選任される資格
		訓練修了後、6年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有すること。	元方安全衛生管理者に選任される資格

履修すべき 専門学科の 主たる学科 が理科系統 の科目である 訓練科	普通訓練課程	訓練修了後、3年以上 労働衛生の実務に従事 した経験を有すること。	第一種作業環境 測定士試験及び 第二種作業環境 測定士試験の受 験資格
	専門訓練課程 長期指導員 訓練課程	訓練修了後、1年以上 労働衛生の実務に従事 した経験を有すること。	
	専修訓練課程	訓練修了後、4年以上 労働衛生の実務に従事 した経験を有すること。	
採鉱科	普通訓練課程	訓練修了後、2年以上 ずい道等の掘削等の作 業に従事した経験を有 すること。	ずい道等の掘削 等作業主任者技 能講習の受講資 格及び講習科目 の受講の一部免 除を受け得る資 格
	専修訓練課程	当該訓練において掘進 又は支柱作業につい ての技能を専攻して修 了した後、2年以上ず い道等の掘削等の作 業に従事した経験を 有すること。	
	職業転換訓練課程	当該訓練において掘進 又は支柱作業につい ての技能を専攻して修 了すること。	
金属プレス 科	普通訓練課程 専修訓練課程 職業転換訓練課程	訓練修了後、4年以上 動力プレスの点検若し くは整備の業務に従事 し、又は7年以上動力 プレスの設計若しくは 工作の業務に従事した	事業者で使用さ れる労働者とし て、当該事業者 の動力プレスに 係る特定自主検 査を行い得る資

溶接科	普通訓練課程	経験を有し、昭和52年 労働省告示第124号(労 働安全衛生規則の規定 に基づき労働大臣が定 める研修及び労働大臣 が定める者を定める件) 第1条に定める研修を 修了すること。	格
		訓練修了後、4年以上 動力プレスの点検若し くは整備の業務に従事 し、又は7年以上動力 プレスの設計若しくは 工作の業務に従事した 経験を有し、検査員等 の資格等に関する規程 (昭和47年労働省告示 第134号)第6条の3に 定める研修を修了する こと。	事業者から動力 プレスに係る特 定自主検査を依 頼された検査業 者の労働者とし て、当該動力プ レスに係る特定 自主検査を行い 得る資格
		訓練修了後、4年以上 プレス機械作業の業務 に従事した経験を有す ること。	プレス機械作業 主任者技能講習 の受講資格及び 講習科目の受講 の一部免除を受 け得る資格
		訓練修了後、2年以上 ガス溶接等の業務に従 事した経験を有するこ と。	ガス溶接作業主 任者免許試験の 受験資格及び試 験科目の一部免 除を受け得る資 格
			〇動力により 駆動される プレス機械 並びにその 安全装置及 び金型
			〇ガス溶接装 置(酸素及 び可燃性ガ スを用いて 金属の溶接、 溶断又は加 熱を行う装 置。以下同 じ。)一式 〇保護具(眼 鏡、手袋及 び防じんマ

				スク)
	専修訓練課程	訓練修了後、3年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有すること。	ガス溶接作業主任者免許試験の受験資格	
	長期指導員訓練課程		ガス溶接作業主任者免許を受け得る資格	
		当該訓練において板金加工に関する科目を選択して修了した後、4年以上プレス機械作業の業務に従事した経験を有すること。	プレス機械作業主任者技能講習の受講資格	○動力により駆動されるプレス機械並びにその安全装置及び金型
	短期指導員訓練課程		ガス溶接作業主任者免許を受け得る資格	
製罐科	普通訓練課程 専修訓練課程 職業転換訓練課程	訓練修了後、4年以上プレス機械作業の業務に従事した経験を有すること。	プレス機械作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○動力により駆動されるプレス機械並びにその安全装置及び金型
板金科	普通訓練課程 専修訓練課程 職業転換訓練課程	訓練修了後、4年以上プレス機械作業の業務に従事した経験を有すること。		
	短期指導員訓練課程		ガス溶接作業主任者免許を受け得る資格	
金属成形科	専門訓練課程		ガス溶接作業主任者免許試験の受験資格及び試験科目の一部免	○ガス溶接装置一式 ○保護具（眼鏡、手袋及

					除を受け得る資格	び防じんマスク)
		訓練修了後、4年以上プレス機械作業の業務に従事した経験を有すること。			プレス機械作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○動力により駆動されるプレス機械並びにその安全装置及び金型
		訓練修了後、2年以上動力プレスの点検若しくは整備の業務に従事し、又は5年以上動力プレスの設計若しくは工作の業務に従事した経験を有し、昭和52年労働省告示第124号第1条に定める研修を修了すること。			事業者で使用される労働者として、当該事業者の動力プレスに係る特定自主検査を行い得る資格	
		訓練修了後、2年以上動力プレスの点検若しくは整備の業務に従事し、又は5年以上動力プレスの設計若しくは工作の業務に従事した経験を有し、検査員等の資格等に関する規程第6条の3に定める研修を修了すること。			事業者から動力プレスに係る特定自主検査を依頼された検査業者の労働者として、当該動力プレスに係る特定自主検査を行い得る資格	
塑性加工科	長期指導員訓練課程	当該訓練において溶接に関する科目を修めて修了すること。			ガス溶接作業主任者免許を受け得る資格	○ガス溶接装置一式 ○保護具（眼鏡、手袋及び防じんマスク） ○動力により駆動されるプレス機械
		訓練修了後、4年以上プレス機械作業の業務に従事した経験を有すること。			プレス機械作業主任者技能講習の受講資格	

				並びにその安全装置及び金型
		訓練修了後、2年以上動力プレスの点検若しくは整備の業務に従事し、又は5年以上動力プレスの設計若しくは工作の業務に従事した経験を有し、昭和52年労働省告示第124号第1条に定める研修を修了すること。	事業者を使用される労働者として、当該事業者の動力プレスに係る特定自主検査を行い得る資格	
		訓練修了後、2年以上動力プレスの点検若しくは整備の業務に従事し、又は5年以上動力プレスの設計若しくは工作の業務に従事した経験を有し、検査員等の資格等に関する規程第6条の3に定める研修を修了すること。	事業者から動力プレスに係る特定自主検査を依頼された検査業者の労働者として、当該動力プレスに係る特定自主検査を行い得る資格	
運輸装置科	長期指導員訓練課程		フォークリフト及び車両系建設機械に係る特定自主検査を行い得る資格並びに車両系建設機械(整地・運搬・積込用機械及び掘削用機械に限る。)の運転業務に就く資格	<ul style="list-style-type: none"> ○最大荷重1トン以上のフォークリフト ○フォークリフトの検査に必要な機器(シリンダー内の圧縮気体の圧力を測定する圧力計、回転計、シクネスゲージ、ノズ

					<ul style="list-style-type: none"> ルテスター、油圧装置の圧力を測定する圧力計、電圧計、電流計、探傷器、摩耗ゲージ) ○機体重量3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込用機械、掘削用機械、基礎工事用機械及び締固め用機械) ○車両系建設機械に係る検査に必要な機器(圧縮圧力計、回転計、シクネスゲージ、ノズルテスター、油圧計、電圧計、電流計、探傷器、摩耗ゲージ) ○走行操作に必要なコース
製材機械整備科	普通訓練課程	訓練修了後、2年以上木材加工用機械作業の	木材加工用機械作業主任者技能	○木材加工用機械(丸の	

製材科 木型科 木工科	専修訓練課程	業務に従事した経験を有すること。	講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	こ盤、帯のこ盤、かな盤、面取り盤及びブローターに限り、携帯用のもを除く。以下同じ)及びその安全装置
	職業転換訓練課程		木材加工用機械作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	
合板製造科	普通訓練課程 専修訓練課程	訓練修了後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有すること。	木材加工用機械作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の一部免除を受け得る資格	
	建設機械整備科		普通訓練課程 専修訓練課程 職業転換訓練課程	
				<ul style="list-style-type: none"> ○機体重量3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械、基礎工事用機械及び締固め用機械) ○車両系建設機械に係る検査に必要な機器(圧縮圧力計、回転計、シクネスゲージ、ノズルテスター、油圧計、電圧計、電流

				計、探傷器、摩耗ゲージ) ○走行操作に必要なコース
木材加工科	長期指導員訓練課程	訓練修了後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有すること。	木材加工用機械作業主任者技能講習の受講資格	○木材加工用機械及びその安全装置
石材科	普通訓練課程 専修訓練課程	当該訓練において採石についての技能を専攻して修了した後、2年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有すること。	採石のための掘削作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○採石のための掘削に必要な機械 ○保護具(防じんマスク)
	職業転換訓練課程		当該訓練において採石についての技能を専攻して修了すること。	採石のための掘削作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格
建築科	普通訓練課程 専修訓練課程	訓練修了後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有すること。	木材加工用機械作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○木材加工用機械及びその安全装置
		訓練修了後、2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有すること。	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○木造建築物の組立て等に必要な機械 ○足場に必要な材料 ○保護具(安全帯、保護

職業転換訓練課程		木材加工用機械作業主任者技能講習及び木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	帽) ○木材加工用機械及びその安全装置 ○木造建築物の組立て等に必要な機械 ○足場に必要材料 ○保護具(安全带、保護帽)
専門訓練課程	訓練修了後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有すること。	木材加工用機械作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○木材加工用機械及びその安全装置
	訓練修了後、2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有すること。	足場の組立て等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○足場に必要材料 ○保護具(安全带、保護帽)
	訓練修了後、2年以上鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有すること。	鉄骨の組立て等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○鉄骨の組立て等に必要な機械 ○足場に必要材料 ○保護具(安全带、保護帽)
	訓練修了後、2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有すること。	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の受講資格及び講習	○木造建築物等の組立て等に必要な機械

		科目の受講の一部免除を受け得る資格	○足場に必要材料 ○保護具(安全带、保護帽)
長期指導員訓練課程	訓練修了後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有すること。	木材加工用機械作業主任者技能講習の受講資格	○木材加工用機械及びその安全装置
	訓練修了後、2年以上地山の掘削の作業に従事した経験を有すること。	地山の掘削作業主任者技能講習の受講資格	○地山の掘削に必要な機械 ○保護具(安全带、保護帽)
	訓練修了後、2年以上土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有すること。	土止め支保工作業主任者技能講習の受講資格	○土止め支保工の組立てに必要な機械及び材料 ○保護具(安全带、保護帽)
	訓練修了後、2年以上型わく支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有すること。	型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習の受講資格	○型わく支保工の組立て等に必要材料 ○保護具(安全带、保護帽)
	訓練修了後、2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有すること。	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の受講資格	○木造建築物等の組立て等に必要材料 ○足場に必要材料 ○保護具(安全带、保護帽)

とび科	普通訓練課程 専修訓練課程	訓練修了後、2年以上土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取はずしに関する作業に従事した経験を有すること。	土止め支保作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○土止め支保工の組立てに必要な機械及び材料 ○保護具（安全帯、保護帽）
		訓練修了後、2年以上型わく支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有すること。	型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○型わく支保工の組立て等に必要な材料 ○保護具（安全帯、保護帽）
		訓練修了後、2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有すること。	足場の組立て等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○足場に必要な材料 ○保護具（安全帯、保護帽）
		訓練修了後、2年以上鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有すること。	鉄骨の組立て等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○鉄骨の組立て等に必要な機械 ○足場に必要な材料 ○保護具（安全帯、保護帽）
		当該訓練において、木造軸組みについての技能を専攻して修了した後、2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有すること。	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○木造建築物等の組立て等に必要な機械 ○足場に必要な材料 ○保護具（安全帯、保護帽）

二級技能士 訓練課程 職業転換訓練課程	当該訓練において、解体についての技能を専攻して修了した後、2年以上コンクリート造の工作物の解体等の作業に従事した経験を有すること。	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○コンクリート造の工作物の解体等に必要な機械 ○保護具（安全帯、保護帽）
	玉掛けの業務に就く資格		○つり上荷重1トン以上のクレーン移動式クレーン、デリック又は制限荷重1トン以上の揚貨装置 ○玉掛用具
	訓練修了後、2年以上鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有すること。	鉄骨の組立て等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○鉄骨の組立て等に必要な機械 ○足場に必要な材料 ○保護具（安全帯、保護帽）
	当該訓練において、木造軸組みについての技能を専攻して修了すること。	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○木造建築物等の組立て等に必要な機械 ○足場に必要な材料 ○保護具（安全帯、保護帽）

		当該訓練において、解体についての技能を専攻して修了すること。	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	帽) ○コンクリート造の工作物の解体等に必要な機械 ○保護具(安全带、保護帽)
ブロック建築科	普通訓練課程 専修訓練課程	訓練修了後、2年以上型わく支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有すること。	型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○型わく支保工の組立て等に必要な材料 ○保護具(安全带、保護帽)
	職業転換訓練課程		型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	
さく井科	普通訓練課程 専修訓練課程	訓練修了後、2年以上地山の掘削の作業に従事した経験を有すること。	地山の掘削作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○地山の掘削に必要な機械 ○保護具(安全带、保護帽)
		訓練修了後、2年以上土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有すること。	土止め支保作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○土止め支保工の組立てに必要な機械及び材料 ○保護具(安全带、保護帽)
	職業転換訓練課程		地山の掘削作業主任者技能講習	○地山の掘削に必要な機

			及び土止め支保作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	械 ○土止め支保工の組立てに必要な機械及び材料 ○保護具(安全带、保護帽)
建設科	普通訓練課程 専修訓練課程	訓練修了後、2年以上地山の掘削の作業に従事した経験を有すること。	地山の掘削作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○地山の掘削に必要な機械 ○保護具(安全带、保護帽)
		訓練修了後、2年以上土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有すること。	土止め支保作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○土止め支保工の組立てに必要な機械及び材料 ○保護具(安全带、保護帽)
	職業転換訓練課程		地山の掘削作業主任者技能講習、土止め支保作業主任者技能講習及び型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免	○地山の掘削に必要な機械 ○土止め支保工の組立てに必要な機械及び部材 ○型わく支保工の組立て

			除を受け得る資格	等に必要材料 ○保護具(安全带、保護帽)
プレハブ建築科	普通訓練課程 専修訓練課程	当該訓練において、木質構造施工についての技能を専攻して修了した後、2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有すること。	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○木造建築物等の組立て等に必要材料 ○足場に必要材料 ○保護具(安全带、保護帽)
	職業転換訓練課程	当該訓練において、木質構造施工についての技能を専攻して修了すること。	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	
土木科	普通訓練課程 専修訓練課程	訓練修了後、2年以上地山の掘削の作業に従事した経験を有すること。	地山の掘削作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○地山の掘削に必要な機械 ○保護具(安全带、保護帽)
		訓練修了後、2年以上土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有すること。	土止め支保工作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	
	当該訓練においてトンネルについての技能を専攻して修了した後、2年以上ずい道等の掘	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目	○ずい道等の掘削に必要な機械 ○ずい道支保	

		削等の作業に従事した経験を有すること。	の受講の一部免除を受け得る資格	工組立てに必要な機械及び材料 ○保護具(保護帽、防じんマスク)
		当該訓練において、トンネルについての技能を専攻して修了した後2年以上ずい道等の覆工の作業に従事した経験を有すること。	ずい道等の覆工作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○ずい道等の覆工に必要な機械及び材料 ○保護具(保護帽、防じんマスク)
	職業転換訓練課程	当該訓練において、トンネルについての技能を専攻して修了すること。	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習及びずい道等の覆工作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○ずい道等の掘削に必要な機械 ○ずい道支保工組立てに必要な機械及び材料 ○ずい道等の覆工に必要な機械及び材料 ○保護具(保護帽、防じんマスク)
室内造形科	専門訓練課程	訓練修了後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有すること。	木材加工用機械作業主任者技能講習の受講資格及び講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○木材加工用機械及びその安全装置
ボイラー運転科	普通訓練課程 職業転換訓練課程			○ボイラー(労働安全衛生法施行令第6条第16号)

			許試験の受験資格及び試験科目の一部免除を受け得る資格	に掲げるもの)及びボイラーの運転に必要な装置 ○安全弁
	専修訓練課程		二級ボイラー技士免許を受け得る資格及びボイラー整備士免許試験の試験科目の一部免除を受け得る資格	
クレーン運転科	普通訓練課程 専修訓練課程 職業転換訓練課程	当該訓練において、揚貨装置についての訓練を受けて修了すること。	揚貨装置運転士免許を受け得る資格及び <u>玉掛けの業務</u> に就く資格	○制限荷重5トン以上でけんか巻きのできる揚貨装置(中甲板又は倉底に置かれた荷をつり、ハッチコーミング及びブルワークを超えて荷を運搬し、舷側の外に荷を停止することができる長さのジブを有するもの) ○玉掛用具
		当該訓練において、クレーンについての訓練を受けて修了すること。	クレーン運転士免許を受け得る資格及び <u>玉掛けの業務</u> に就く資格	○つり上げ荷重5トン以上で運転台を有するクレーン(床

				上で運転しかつ当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンを除く。) ○運行距離45m以上の長さを有する場所 ○玉掛用具
		当該訓練において、移動式クレーンについての訓練を受けて修了すること。	移動式クレーン運転士免許を受け得る資格及び <u>玉掛けの業務</u> に就く資格	○つり上げ荷重5トン以上のトラッククレーン又はクローラクレーンであって、作業半径5~8mを得ることができるジブの長さを有するもの。 ○作業半径5~8m、旋回角度120°以上を運行できる場所 ○玉掛用具
		当該訓練において、デリックについての訓練を受けて修了すること。	デリック運転士免許を受け得る資格及び <u>玉掛けの業務</u> に就く資格	○つり上げ荷重5トン以上のガイデリック又はスケフレックデリック

				<p>であって作業半径5～8mを得ることができるブームの長さを有するもの。</p> <p>○作業半径5～8m、旋回角度120°以上を運行できる場所</p> <p>○玉掛用具</p>
建設機械運転科	普通訓練課程 専修訓練課程 職業転換訓練課程		車両系建設機械(整地・運搬・積込み用機械及び掘削用機械に限る。)の運転業務に就く資格	<p>○機体重量3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)</p> <p>○走行操作に必要なコース</p>
フォークリフト運転科	職業転換訓練課程	<p>訓練修了後、4年以上フォークリフトの点検若しくは整備の業務に従事し、又は7年以上フォークリフトの設計若しくは工作の業務に従事した経験を有し、昭和52年労働省告示第124号第3条に定める研修を修了すること。</p>	<p>事業者を使用される労働者として、当該事業者のフォークリフトに係る特定自主検査を行い得る資格</p>	
		<p>訓練修了後、4年以上フォークリフトの点検若しくは整備の業務に従事し、又は7年以上</p>	<p>事業者からフォークリフトに係る特定自主検査を依頼された検</p>	

				<p>フォークリフトの設計若しくは工作の業務に従事した経験を有し、検査員等の資格等に関する規程第6条の5に定める研修を修了すること。</p>	<p>事業者の労働者として、当該フォークリフトに係る特定自主検査を行い得る資格</p>	
					<p>フォークリフトの運転業務に就く資格</p>	<p>○最大荷重1トン以上のフォークリフト</p> <p>○走行操作に必要なコース</p>
港湾荷役科	普通訓練課程 専修訓練課程 職業転換訓練課程				<p>当該訓練において、フォークリフトについての訓練を受けて修了した後、4年以上フォークリフトの点検若しくは整備の業務に従事し、又は7年以上フォークリフトの設計若しくは工作の業務に従事した経験を有し、昭和52年労働省告示第124号第3条に定める研修を修了すること。</p>	<p>事業者を使用される労働者として、当該事業者のフォークリフトに係る特定自主検査を行い得る資格</p>
					<p>当該訓練において、フォークリフトについての訓練を受けて修了した後、4年以上フォークリフトの点検若しくは整備の業務に従事し、又は7年以上フォークリフトの設計若しくは工作の業務に従事した経験を有し、検査員等の資格等に関する規程</p>	<p>事業者からフォークリフトに係る特定自主検査を依頼された検査業者の労働者として、当該フォークリフトに係る特定自主検査を行い得る資格</p>

第6条の5に定める研修を修了すること。		
当該訓練において、フォークリフトについての訓練を受けて修了すること。	フォークリフトの運転業務に就く資格	<ul style="list-style-type: none"> ○最大荷重1トン以上のフォークリフト ○走行操作に必要なコース
当該訓練において、揚貨装置についての訓練を受けて修了すること。	揚貨装置運転士免許を受け得る資格及び玉掛けの業務に就く資格	<ul style="list-style-type: none"> ○制限荷重5トン以上でけんか巻きのできる揚貨装置（中甲板又は倉底に置かれた荷をつり、ハッチコーミング及びブルワークを超えて荷を運搬し、舷側の外に荷を停止することができる長さのジブを有するもの） ○玉掛用具
当該訓練において、クレーンについての訓練を受けて修了すること。	クレーン運転士免許を受け得る資格及び玉掛けの業務に就く資格	<ul style="list-style-type: none"> ○つり上げ荷重5トン以上で運転台を有するクレーン（床上で運転しかつ当該運転をする者

		<ul style="list-style-type: none"> が荷の移動とともに移動する方式のクレーンを除く。） ○運行距離45m以上の長さを有する場所 ○玉掛用具
当該訓練において、移動式クレーンについての訓練を受けて修了すること。	移動式クレーン運転士免許を受け得る資格及び玉掛けの業務に就く資格	<ul style="list-style-type: none"> ○つり上げ荷重5トン以上のトラッククレーン又はクローラクレーンであって、作業半径5～8mを得ることができるジブの長さを有するもの。 ○作業半径5～8m、旋回角度120°以上を運行できる場所 ○玉掛用具
当該訓練において、ショベルローダー又はフォークローダーについての訓練を受けて修了すること。	ショベルローダー等の運転業務に就く資格	<ul style="list-style-type: none"> ○最大荷重1トン以上のショベルローダー又はフォークローダー ○走行操作に必要なコース

		当該訓練において、デリックについての訓練を受けて修了すること。	玉掛けの業務に就く資格	○つり上げ荷重1トン以上のデリック ○玉掛用具
玉掛け科	職業転換訓練課程		玉掛けの業務に就く資格	○制限荷重1トン以上の揚貨装置若しくはつり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン又はデリック ○玉掛用具
環境化学科	専門訓練課程	当該訓練に係る技能照査に合格して修了すること。	第一種作業環境測定士試験及び第二種作業環境測定士試験の試験科目の一部免除を受け得る資格	○化学天びん又は直示天びん、乾燥器、純水製造装置、化学実験台、ドラフトチェンバー、排気又は排液処理のための設備(分析を行う場合に有害物を排出する場合に限る。)、試料採取機器(ろ過、液体又は固体捕集方式のもの)、光電分光光度計又

				は光電光度計、原子吸光光度計、ガスクロマトグラフ、検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器
--	--	--	--	---

別表第2 職業訓練指導員免許取得者等に対する労働安全衛生法等に基づく資格の取扱い

- 1 次の表の免許職種欄に掲げる職種に係る職業訓練指導員免許に関し、要件欄に掲げる要件に適合する者は、取得資格欄に掲げる資格を有するものとなること。
- 2 次の表の免許職種欄に掲げる職種に係る職業訓練指導員試験の実施において、前号の資格の取扱いのために必要な機械等は、必要な機械等の欄に定めるとおりであること。

免許職種	要件	取得資格	必要な機械等
採鉱科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○ずい道等の掘削に必要な機械 ○ずい道支保工組立てに必要な機械及び材料 ○保護具(保護帽、防じんマスク)
溶接科	同免許職種に係る職業訓練指導員試験に合格すること又は職業訓練指導員免許を受けること。	ガス溶接作業主任者免許を受け得る資格	○ガス溶接装置一式 ○保護具(眼鏡、手袋及び防じんマスク)
製罐 ^{かん} 科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	ガス溶接作業主任者免許試験の受験資格及び試験科目の一部免除を受け得る資格	

		プレス機械作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格及び可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に就く資格	○動力により駆動されるプレス機械並びにその安全装置及び金型
構造物鉄工科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	ガス溶接作業主任者免許試験の受験資格及び試験科目の一部免除を受け得る資格並びに可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に就く資格	○ガス溶接装置一式 ○保護具（眼鏡、手袋及び防じんマスク）
板金科	同免許職種に係る職業訓練指導員試験に合格すること又は職業訓練指導員免許を受けること。	ガス溶接作業主任者免許を受け得る資格	
	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	プレス機械作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○動力により駆動されるプレス機械並びにその安全装置及び金型
製材機械科 合板科 木型科 木工科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	木材加工用機械作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かん盤、面取り盤及びルーターに限り携帯用のを除く。以下同じ)及びその安全装置
建設機械科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	車両系建設機械に係る特定自主検査を行い得る資格	○機体重量3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・

			積み込み用機械、掘削用機械、基礎工事用機械及び締固め用機械) ○車両系建設機械に係る検査に必要な機器(圧縮圧力計、回転計、シックネスゲージ、ノズルテスター、油圧計、電圧計、電流計、探傷器、摩耗ゲージ)
石材科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	採石のための掘削作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○採石のための掘削に必要な機械 ○保護具(防じんマスク)
建築科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	木材加工用機械作業主任者技能講習、型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習及び木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	○木材加工用機械及びその安全装置 ○型わく支保工の組立て等に必要材料 ○木造建築物等の組立て等に必要機械 ○足場に必要材料 ○保護具(安全帯、保護帽)
とび科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	土止め支保工作業主任者技能講習、型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習、足場の組立て等作業主任者技能講習、鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、木造建築物の組立て等作	○土止め支保工の組立てに必要な機械及び部材 ○型わく支保工の組立て等に必要材料 ○足場に必要部材 ○鉄骨の組立て等に必要機械

		業主任者技能講習及びコンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	<ul style="list-style-type: none"> ○木造建築物等の組立て等に必要機械 ○コンクリート造の工作物の解体等に必要機械 ○保護具（安全带、保護帽）
配管科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	ガス溶接作業主任者免許試験の受験資格及び試験科目の一部免除を受け得る資格並びに可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に就く資格	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス溶接装置一式 ○保護具（眼鏡、手袋及び防じんマスク）
さく井科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	地山の掘削作業主任者技能講習及び土止め支保工作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	<ul style="list-style-type: none"> ○地山の掘削に必要な機械 ○土止め支保工の組立てに必要な機械及び材料 ○保護具（安全带、保護帽）
建設科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	地山の掘削作業主任者技能講習及び型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	<ul style="list-style-type: none"> ○地山の掘削に必要な機械 ○土止め支保工の組立てに必要な機械及び材料 ○型わく支保工の組立て等に必要部材 ○保護具（安全带、保護帽）
プレハブ建築科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の講習科目の受講	<ul style="list-style-type: none"> ○木造建築物等の組立て等に必要機械

		の一部免除を受け得る資格	<ul style="list-style-type: none"> ○足場に必要な材料 ○保護具（安全带、保護帽）
土木科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	地山の掘削作業主任者技能講習、土止め支保工作業主任者技能講習、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習及びずい道等の覆工作業主任者技能講習の講習科目の受講の一部免除を受け得る資格	<ul style="list-style-type: none"> ○地山の掘削に必要な機械 ○土止め支保工の組立てに必要な機械及び材料 ○ずい道等の掘削に必要な機械 ○ずい道支保工組立てに必要な機械及び材料 ○ずい道等の覆工に必要な機械及び材料 ○保護具（保護帽、安全带、防じんマスク）
化学分析科	同免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けること。	第一種作業環境測定士試験及び第二種作業環境測定士試験の試験科目の一部免除を受け得る資格	<ul style="list-style-type: none"> ○試料採取機器（漏過、液体又は固体捕集方式のもの） ○検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器

別添様式

イ 職業訓練修了者

通達編

<p>(第4面)</p> <p style="text-align: center;"><u>注 意 事 項</u></p> <p>1 この証明書は、大切にし、作業中は必ず携帯すること。</p> <p>2 この証明書を滅失し、又は損傷したときは、再交付を受けること。</p>	<p>(第1面)</p> <p>第 号</p> <p>職業訓練修了証明書</p> <p>昭和 年 月 日交付</p> <p>職業訓練施設の 施設の 名称及びその長の氏名 長の印</p>														
<p>91mm</p> <p>(第2面)</p>	<p>91mm</p> <p>(第3面)</p>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">訓練の種類</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>訓練課程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訓練科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専攻技能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修了証番号及び修了年月日</td> <td></td> </tr> </table>	訓練の種類		訓練課程		訓練科		専攻技能		修了証番号及び修了年月日		<p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">本籍地</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> </table>	本籍地		住所	
訓練の種類															
訓練課程															
訓練科															
専攻技能															
修了証番号及び修了年月日															
本籍地															
住所															

ロ 職業訓練指導員免許を受けた者

II 職業訓練の実施関係

<p>(第4面)</p> <p style="text-align: center;"><u>注 意 事 項</u></p> <p>1 この証明書は、大切にし、作業中は必ず携帯すること。</p> <p>2 この証明書を滅失し、又は損傷したときは、再交付を受けること。</p>	<p>(第1面)</p> <p>第 号</p> <p>職業訓練指導員免許証明書</p> <p>昭和 年 月 日交付</p> <p>都道府県知事 印</p>								
<p>91mm</p> <p>(第2面)</p>	<p>91mm</p> <p>(第3面)</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">免許職種</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>免許証番号及び交付年月日</td> <td></td> </tr> </table>	免許職種		免許証番号及び交付年月日		<p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">本籍地</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> </table>	本籍地		住所	
免許職種									
免許証番号及び交付年月日									
本籍地									
住所									